

身体障害者手帳の障害種別・等級について

身体障害者の範囲

障害の区分		第 1 種 障害の程度	第 2 種 障害の程度
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	4 級の 2、5 級及び 6 級
聴覚障害		2 級及び 3 級	4 級及び 6 級
平衡機能障害		—	3 級及び 5 級
音声・言語・そしゃく機能障害		—	3 級及び 4 級
肢 体 不 自 由	上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	2 級の 3 及び 4、3 級から 6 級
	下肢不自由	1 級、2 級及び 3 級の 1	3 級の 2 及び 3、4 級から 6 級
	体幹不自由	1 級から 3 級までの各級	5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） 移動機能障害 1 級から 3 級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	3 級から 6 級までの各級 4 級から 6 級までの各級
内 部 障 害	心臓機能障害	1 級、3 級及び 4 級	—
	じん臓機能障害	同上	—
	呼吸器機能障害	同上	—
	ぼうこう又は直腸機能障害	1 級及び 3 級	4 級
	小腸機能障害	1 級、3 級及び 4 級	—
	免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級	—
	肝臓機能障害	同上	—

(備考) 上記左欄に掲げる障害を 2 つ以上有し、その障害の総合の程度が上記中欄に準ずるものも第 1 種身体障害者とされる（「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引」について（S57.1.6 厚生省社会・児童家庭局長連名通知）」）

見 本

身 体 障 害 者 手 帳

千葉県第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日交付

ベスト半截写真

氏 名

生年月日

印

千 葉 県

障 害 名	身体障害者等級表による級別
疾病による右上肢機能の著しい障害 (3 級)	3 級
体幹の機能の著しい障害 (両下肢軽度機能障害含む) (5 級)	5 級
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	第 1 種身体障害者
職 業 又は 教 育	

等 級
(破線で囲った下 2 つは
その内訳です)

種 別